

改正案

現行

第一条 放送法（以下「法」という。）第十条（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による放送番組の保存は、次に掲げる放送番組（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び法第八条に規定する放送事業者（法第八十一条第六項において準用する法第八条の規定が適用される場合における日本放送協会（以下「協会」という。）を含む。）にあつては、第二号に掲げる放送番組を除く。）につき、録音又は録画をした物を保存する方法によつてしなければならない。

第一条 放送法（以下「法」という。）第五条の規定による放送番組の保存は、次に掲げる放送番組（放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）及び法第三条の五に規定する放送事業者にあつては、第二号に掲げる放送番組を除く。）につき、録音又は録画をした物を保存する方法によつてしなければならない。

一 経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項

一 (同上)

その他総務省令で定める事項のみを内容とする放送番組以外の放送番組

二 法第六条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）に規定する放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）が放送番組の内容を確認することができるように要求した放送番組

二 法第三条の四第一項に規定する放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）が放送番組の内容を確認することができるように要求した放送番組

三 法第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による訂正又は取消しの放送の放送番組

三 法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送の放送番組

（出資の対象）

第二条 法第二十二條に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

（出資の対象）

第二条 法第九条の二の二に規定する政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 協会の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
- 二 協会に対し、放送番組の制作に必要な装置又は放送に必要な施設を供給する事業
- 三 基幹放送局設備を協会の国内基幹放送の業務の用に供する事業
- 四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業
- 五 協会の委託により、受信料の徴収に関する業務又は協会の業務に係る情報の処理に関する業務を行う事業
- 六 協会が放送をすることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業
- 七 協会の委託により、放送の普及発達に必要な周知宣伝又は出版を行う事業
- 八 協会の委託により、放送番組の編集に必要なニュース及び情報を収集し、又はこれを協会以外の者と交換する事業
- 九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を基幹放送事業者（協会及び学園を除く。第七条第三号において同じ。）又は基幹放送局提供事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 十 協会の放送番組に係る著作物について、その複製物を作成し、若しくは頒布し、又はこれを有線送信する事業（次号及び第

- 一 日本放送協会（以下「協会」という。）の委託により、放送番組を制作し、放送番組の制作に必要な装置を作成し、又は放送に必要な施設を建設し、若しくは管理する事業
- 二 （同上）
- 三 協会の委託によりその放送番組を送信する受託国内放送を行う事業
- 四 協会の委託により、又は協会と共同して、放送（委託して放送をさせることを含む。第七号において同じ。）及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行う事業
- 五 （同上）
- 六 協会が放送し、又は委託して放送させることを主たる目的とする公開演奏会その他の催しを主催する事業
- 七 （同上）
- 八 （同上）
- 九 協会の委託により、放送番組及びその編集上必要な資料を一般放送事業者の用に供し、若しくは外国放送事業者に提供し、又は協会の調査研究の成果を一般の利用に供する事業
- 十 （同上）

十二号に掲げるものを除く。)

十一 法第二十條第二項第二号に規定する既放送番組等（次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送に該当するものを除く。）

十二 既放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者に提供する事業

十三 協会の放送設備を使用してテレビジョン多重放送を行う事業

（地方放送番組審議会の設置地域）

第六條 法第八十二條第二項に規定する政令で定める地域は、別表各号に掲げる区域とする。

（資料の提出）

第七條 法第七十五條（法第八十一條第六項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 協会 次に掲げる事項

イ 法第五條第一項（法第八十一條第六項において準用する場合を含む。）に規定する番組基準、法第六條第三項（法第八十一條第六項において準用する場合を含む。）に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事項

十一 法第九條第二項第二号に規定する既放送番組等（次号において「既放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業（放送及び有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二條第一項に規定する有線放送に該当するものを除く。）

十二 （同上）

十三 （同上）

（地方放送番組審議会の設置地域）

第六條 法第四十四條の二第二項に規定する政令で定める地域は、別表各号に掲げる区域とする。

（資料の提出）

第七條 法第五十三條の八の規定により総務大臣が資料の提出を求めることができる事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 協会 次に掲げる事項

イ 法第三條の三第一項に規定する番組基準、法第三條の四第三項に規定する放送番組の編集に関する基本計画に関する事項

ロ 審議機関の組織及び運営に関する事項、その議事の概要並びにその答申又は意見に対して講じた措置に関する事項

ハ 法第九条第一項（法第八十一条第六項において準用する場合を含む。）の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項

ニ 法第二十条第一項第三号、第二項及び第三項の業務の実施状況（放送番組の内容に関する事項を除く。）

ホ 国際放送及び協会国際衛星放送の実施状況の概要

ヘ 法第五十二条、第五十四条又は第五十五条の規定によつてした役員の任免に関する事項

ト 法第六十四条の規定による受信契約に関する事項

チ 法第八十一条第二項に規定する世論調査に関する事項

二 学園 前号ハに掲げる事項

三 基幹放送事業者 次に掲げる事項（法第八条に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）

イ 第一号イ及びロに掲げる事項
ロ 第一号ハに掲げる事項

ロ（同上）

ハ 法第四条第一項の規定による訂正又は取消しの放送に関する事項

ニ 法第九条第一項第三号、第二項及び第三項の業務の実施状況（放送番組の内容に関する事項を除く。）

ホ 国際放送及び委託協会国際放送業務の実施状況の概要

ヘ 法第二十七条、第二十八条の二又は第二十九条の規定によつてした役員の任免に関する事項

ト 法第三十二条の規定による受信契約に関する事項

チ 法第四十四条第二項に規定する世論調査に関する事項

二 学園 前号ハに掲げる事項

三 一般放送事業者（受託放送事業者を除く。） 次に掲げる事項（法第三条の五に規定する放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）並びに法第五十二条の四第一項（法第五十二条の二十八第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する有料放送（以下「有料放送」という。）を行う放送事業者にあつては、法第五十二条の四第一項に規定する国内受信者に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項並びに国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由

イ（同上）
ロ（同上）

ハ 法第百十條に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

ニ 法第百四十七條第一項に規定する有料放送（以下「有料放送」という。）を行う基幹放送事業者にあつては、同項に規定する国内受信者（以下「国内受信者」という。）に対する有料放送の役務の提供条件に関する事項、国内に設置する受信設備により有料放送を受信しようとする者に対して有料放送の役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由、法第百五十條の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項並びに法第百五十一條の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項

四 一般放送事業者 次に掲げる事項（法第八條に規定する放送事業者又は法第百三十三條第一項の規定による届出をした一般放送事業者にあつては、イに掲げる事項を除く。）

イ 第一号イ及びロに掲げる事項

ロ 第一号ハに掲げる事項

ハ 法第十一條の規定による放送の再放送についての放送事業者の同意に関する事項

ニ 法第百四十條第二項に規定する指定再放送事業者にあつては、同条第一項の規定による再放送の役務の提供条件その他当該再放送の業務の方法に関する事項

ホ 有料放送を行う一般放送事業者にあつては、前号ニに規定する事項

五 基幹放送局提供事業者 法第百十八條第一項に規定する放送

ハ 法第五十二條の三に規定する放送番組の供給に関する協定に関する事項

四 受託放送事業者 法第五十二條の十第一項に規定する受託放

局設備供給役務（以下「放送局設備供給役務」という。）の提供条件に関する事項並びに放送局設備供給役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由

六 有料放送管理事業者 法第五十条の規定による有料放送の役務に関する料金その他の提供条件の概要の説明に関する事項、法第五十一条の規定による国内受信者からの苦情及び問合せの処理に関する事項並びに法第五十五条の規定による業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項

送役務（以下「受託放送役務」という。）の提供条件に関する事項並びに受託放送役務の提供を拒んだ事実の概要及び理由

五 有料放送管理事業者 法第五十二条の六の五の規定による業務の実施方針の策定及び公表その他の適正かつ確実な運営を確保するための措置に関する事項